

(仮称) 津山小学校の校歌の歌詞の選定方法について

1 選定方法の決定

【公募】 ・ 【識者依頼】 ・ 【独自作成】 ・ 【その他の方法】 から検討
意見 ()

2 選定方法別の検討事項 (1で決定した選定方法についての検討)

選定方法	検討事項
公 募	別紙資料 2 - A (募集要領案・応募用紙)
識者依頼	(1) 識者の情報、どんな人に作詞してほしいか。 ・ ・ ・ (2) 作詞のイメージ・作成者への要望事項 ① どんなイメージで作詞してほしいか。 ・ ・ ・ ② 要望事項 ・ ・ ・ (3) 作成期間 1か月～2か月 (4) その他
独自作成	(1) 作成する組織をつくるか。 ・ 専門部会に加えるパターンについては別紙資料 2 - B ・ ・ (2) どのように作るか ・ ・ ・ (3) その他
その 他 の 方 法	

(仮称) 津山小学校校歌歌詞募集要領

1 募集目的

津山地域開校準備委員会において、令和5年4月1日開校予定の柳津小学校と横山小学校の統合小学校となる(仮称)津山小学校の歌詞を選定するため、歌詞を募集するもの。

2 応募資格

<p>(パターン1：地域内募集(校名(案)と同様))</p> <p>① 登米市津山地域に在住している方</p> <p>② 登米市津山地域の小中学校に通学している児童生徒とその保護者</p>
<p>(パターン2：パターン1＋津山地域内の学校・こども園に勤務する教職員(単語・フレーズ、校章と同様))</p> <p>① 登米市津山地域に在住している方</p> <p>② 登米市津山地域の小中学校に通学している児童生徒とその保護者</p> <p>③ 登米市津山地域の小中学校・こども園に勤務する教職員</p>
<p>(パターン3：パターン2＋津山地域に縁のある方)</p> <p>① 登米市津山地域に在住している方</p> <p>② 登米市津山地域の小中学校に通学している児童生徒とその保護者</p> <p>③ 登米市津山地域にゆかりのある方(出身者、同地域内の事業所等に勤務している又は勤務していた方、同地域内の学校に通学していた方)</p>
<p>(パターン4：市内募集)</p> <p>「登米市に在住している方」</p>
<p>(パターン5：広く募集)</p> <p>「応募資格設定なし」</p>

3 募集期間

令和4年 月 日()から令和4年 月 日()まで

※応募資格のパターン1・2・3の場合は1か月半程度、4・5は2か月程度

4 応募用紙の配布方法

応募用紙は、以下の方法で配布する。

- ① 津山地域の小中学校に通学する児童生徒、その保護者及び勤務する教職員には、各校を通じて配布する。
- ② 津山地域の認定こども園に通園する乳幼児の保護者及び勤務する教職員は同園を通じて配布する。
- ③ 一般の方について、津山地域在住の住民には行政区長配布で每户配布し、その他は登米市津山総合支所、登米市津山公民館、登米市津山林業総合センター、道の駅津山に設置するとともに、登米市公式ホームページからダウンロードできるようにする。

なお、市公式ホームページへの応募用紙掲載は、Wordファイル及びPDFファイルの両方を掲載する。

5 周知方法

募集の周知については、津山地域には学校再編だよりと応募用紙の配布で、同地域以外には広報とめ、市公式ホームページ及び市公式フェイスブックで周知する。

6 応募方法

応募用紙に、歌詞、歌詞の説明（歌詞の内容や込めた思いなど）、氏名、住所、電話番号（市内の小中学校の児童生徒のみ、住所、電話番号に代えて学校名と学年の記載でも可とする。）を記入し（採用された場合や補作する場合に連絡をとる必要があるため）、下記のとおり提出することとする。

応募は、1人1点までとする。

- (1) 津山地域の小中学校の児童生徒及び認定こども園を含む保護者と教職員
募集期間内に、担任に提出し、各学校・園で取りまとめる。
- (2) 一般の方

登米市津山総合支所、登米市津山公民館及び登米市津山林業総合センターに設置した応募箱に投函するか、教育委員会教育部学校再編推進室に郵送（期間内必着）、FAX又は電子メールで提出すること。

※ 電子メールで提出する場合

タイトルは「校歌の歌詞応募」とし、メール本文に氏名と連絡先を記入して、応募用紙を添付することとする。

7 作成上の注意事項

- ① 歌詞は、応募者自らが創作した未発表のものに限ることとし、作品中に第三者が著作権等の権利を有する著作物等を利用しているものでないこと。
- ② 現代仮名遣いや常用漢字（地名など固有の名称を使用する場合を除く。）を使用し、小学生にもわかりやすい表現とすること。
- ③ 歌詞の構成は、2番以上4番以内とすること。
- ④ 作成にあたっては、「(仮称)津山小学校の校歌の歌詞に入れたい「単語・フレーズ」一覧」を参考とすること。

8 応募上の注意事項等

- ① 歌詞として選定された作品に係る著作権などの一切の権利は、登米市教育委員会に帰属することとし、無償譲渡してもらうこととする。
- ② 応募に係る個人の経費は、応募者の負担とする。
- ③ 応募作品の返却は行わない。
- ④ 応募作品は、必要に応じて補作・修正を行う場合があることをあらかじめ了承してもらう。
- ⑤ 応募作品の著作権等について、第三者から異議申し立てや苦情などがあつた場合には、応募者の責任と費用負担で対処するものとする。選定された後でも、作品の類似、盗作または募集要領違反が認められた場合には、違反作品による損害についても応募者が対処するものとする。

⑥ 応募者の個人情報、目的外使用を禁じ、教育委員会において適切に管理する。

9 歌詞の決定方法

応募された歌詞をもとに、津山地域開校準備委員会において選定する。

選定にあたっては、津山地域開校準備委員会の各委員所属団体の意見を踏まえる。

選定にあたっては、複数の案を組み合わせたものとする 것도可能とし、その場合には応募者の了解を得るものとする。

選定結果は、学校再編日より及び市公式ホームページで公表することとし、選定された作品の応募者にのみ通知する。なお、氏名等の公表にあたっては、応募者（未成年者の場合はその保護者）の承諾を得ることとする。

(仮称)津山小学校校歌の歌詞募集

令和 5 年 4 月 1 日に開校予定の（仮称）津山小学校の校歌の歌詞を募集します。

新しい小学校への思い、津山地域への思いをイメージしていただき、子どもたちや保護者、地域の皆さんに愛され親しまれる校歌となるよう、たくさんのご応募をよろしくお願いいたします。

募集の詳細	
募集期間	令和 4 年 月 日 () から令和 4 年 月 日 () まで
応募資格	(募集要領に合わせて記載)
応募方法	<p>裏面の応募用紙に歌詞、歌詞の説明、氏名、住所、電話番号（市内の小中学校に通学する児童生徒は学校、学年）を記入し、下記の方法で応募してください。</p> <p>なお、応募は1人1枚とさせていただきます。</p> <p>① 津山地域の小中学校に通学する児童生徒、その保護者及び勤務する教職員の方は各学校に提出してください。(②の方法でも応募は可能です。)</p> <p>② ①以外の一般の方は、登米市津山総合支所、登米市津山公民館、登米市津山林業総合センター、道の駅津山内に設置している回収箱に投函いただくか、登米市教育委員会学校再編推進室に郵送（期間内必着）、FAX又は電子メールで提出してください。</p> <p>※ 郵送先、電子メールアドレスは、下記の問い合わせ先をご覧ください。</p> <p>※ 電子メールで応募する場合、タイトルを「校歌の歌詞応募」とし、メール本文に氏名と連絡先を記入して、応募用紙を添付してください。</p> <p>※ 応募用紙は、津山総合支所、津山公民館、津山林業総合センター及び道の駅津山にも置いているほか、登米市公式ホームページからダウンロードできます。</p>
応募上の注意事項	<p>① 歌詞として選定された作品に係る著作権などの一切の権利は、登米市教育委員会に帰属することとし、無償で譲渡していただくことに同意いただきます。</p> <p>② 応募に係る個人の経費は、応募者の負担とします。</p> <p>③ 応募作品の返却は行いません。</p> <p>④ 応募作品は、補作・修正を行う場合がありますのであらかじめご了承ください。</p> <p>⑤ 応募作品の著作権等について、第三者から異議申し立てや苦情などがあつた場合には、応募者の責任と費用負担で対処するものとします。校章として選定された後でも、作品の類似、盗作または募集要領違反が認められた場合には、違反作品による損害についても応募者が対処するものとします。</p> <p>⑥ 個人情報、募集に関する目的以外には使用せず、登米市教育委員会で適切に管理します。</p>
校章の決定方法	<p>応募された校章デザインをもとに、津山地域開校準備委員会で選定します。</p> <p>なお、選定にあたっては、応募者の方の了解をいただいた上で、複数の案を組み合わせたものとする場合もあります。</p> <p>選定結果は、津山地域学校再編だより及び市公式ホームページで公表し、個別通知はしません。</p>
問い合わせ	<p>登米市教育委員会教育部学校再編推進室</p> <p>〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場 18 番地</p> <p>電話：0220-34-2679 電子メール：gakkousaihen@city.tome.miyagi.jp</p>

応募用紙は裏面です。

(仮称)津山小学校の校歌の歌詞応募用紙

氏名		学校・学年 (市内小中学校児童 生徒のみ)	学校 () 学校 学年 () 年生
住所・電話番号 (市内小中学校児童 生徒以外の方)	住所 〒 電話番号 ()		
歌 詞 (横書き・横書きどちらでも構いませんが、何番構成かわかるよう区切りをつけて書いてください。)			
歌詞の説明 (歌詞の内容や込めた思いなど書いてください。)			
【作成上の注意事項】 歌詞の作成にあたっては、次の事項に注意してください。 ① 歌詞は、応募者自らが創作した未発表のものに限ることとし、作品中に第三者が著作権等の権利を有する著作物等を利用しているものでないこと。 ② 現代仮名遣いや常用漢字（地名など固有の名称を使用する場合を除く。）を使用し、小学生にもわかりやすい表現とすること。 ③ 歌詞の構成は、2番以上4番以内とすること。 ④ 作成にあたっては、「(仮称)津山小学校の校歌の歌詞に入れたい「単語・フレーズ」一覧を参考とすること。			

津山地域開校準備委員会に係る専門部会の設置

令和 3 年 12 月 21 日 津山地域開校準備委員会決定

令和 4 年 月 日 改正

津山地域開校準備委員会（以下「委員会」という。）は、登米市開校準備委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、津山地域における統合小学校の開校について、具体的な事項の協議及び検討するため、下記のとおり専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

1 部会の名称及び協議・検討事項

(1) 施設整備・運営部会

- ① 教室配置等
- ② 引越しの計画・準備
- ③ 教材、備品等の整理
- ④ 市費及び各種会計の計画調整
- ⑤ 運動着などの学用品
- ⑥ スクールバスのルート、停留所

(2) 教育課程部会

- ① 教育目標の作成
- ② 教育計画の作成
- ③ 教育課程の作成
- ④ 学校行事の検討
- ⑤ 新入生用品や教材の統一
- ⑥ その他（職員クラブに関すること等）

(3) 交流事業・記念行事部会

- ① 交流事業の計画、実施
- ② 開校記念行事の検討

(4) P T A 部会

- ① 統合する各小学校の P T A の解散
- ② 統合小学校の P T A の規約、役員等の検討
- ③ 統合小学校の P T A 行事の検討
- ④ その他、再編対象となる柳津小学校と横山小学校（以下「両小学校」という。）の校長が必要と認める事項

(5) 校歌作成部会

- ① 校歌案の作成

2 部会員

部会員は、両小学校の校長、校長が指名した教職員、P T A から選出された保護者及

びその他両小学校の校長が必要と認める者とする。ただし、校長が部会員となるのは、両小学校の校長が必要と認める場合に限る。

3 部会長、副部会長及びその他の職

- (1) 部会には、部会ごとに部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選出する。
- (2) 部会長は、部会を総括するものとし、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 部会には、部会ごとに庶務担当者を置く。

4 部会の会議

- (1) 部会の会議は部会長が招集する。ただし、設置後最初の会議はこの限りではない。
- (2) 部会の会議は部会長が議長となる。
- (3) 部会長の要請があつた場合又は教育委員会が必要と判断した場合は、説明員を出席させることができるものとする。

5 連絡会議

- (1) 部会間の情報共有や検討事項の調整が必要な場合、連絡会議を開催する。
- (2) 連絡会議は、両学校長、部会長、幹事で組織し、幹事は両小学校教頭とする。
- (3) 会議は、両幹事が調整の上、開催し、議長は両学校長の輪番とする。

6 委員会への報告

- (1) 要綱第9条第2項の規定に基づき、協議及び検討の結果を委員会に報告する。
- (2) 報告は書面によるものとし、各部会から指定の報告様式に関係資料を添付し、委員会に提出する。
- (3) 報告内容に係る委員会での意見や質問は、教育委員会から各部会長に伝達する。
- (4) 連絡会議を開催した場合にも、同様に報告することとする。
- (5) 部会が委員会に意見を求める場合には、報告様式に意見集約の旨を記載し、教育委員会において、委員会の意見を聴取し、部会に報告する。